

江東区事業継続計画（震災編）改定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、令和4年5月に都が10年ぶりに公表した首都直下地震等の新たな被害想定と各種関連計画等を踏まえ、現行の江東区事業継続計画（震災編）（以下、「BCP 震災編」という）について専門的な知見を活用した計画の総点検と見直しを実施することで、より具体性・実効性のあるBCP 震災編へと改定を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区事業継続計画（震災編）改定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約確定日の翌日（令和5年7月頃予定）から令和6年3月31日
- (4) 委託上限金額 13,860,000円（税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 過去10年間（平成25年4月1日以降）に、東京23区又は、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）における概ね20万人以上の人口を有する他自治体において、地震発生を起因とする事業継続計画の策定若しくは改定に関する支援業務の受注実績があること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和5年4月19日（水）～令和5年5月23日（火）午後5時

(2) 質問受付期間

令和5年4月19日（水）～令和5年5月9日（火）午後5時

(3) 質問回答日

令和5年5月15日（月）

(4) 参加表明書、企画提案書等提出期限

令和5年5月23日（火）午後5時

(5) 第1次審査結果通知

令和5年6月5日（月）までに通知

(6) 第2次審査

令和5年6月14日（水）

(7) 最終選定結果通知

令和5年6月19日（月）

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

① 公募期間：令和5年4月19日（水）～令和5年5月23日（火）午後5時

② 公募方法：江東区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

① 質問受付期間：公募開始～令和5年5月9日（火）午後5時必着

② 質問方法：質問票【様式3】を作成し「11 担当所管」に電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。なお、メール未達により期限を過ぎるなどの事態発生を防ぐため、質問票をメール送信した際、確認のため、必ず「11 担当所管」の連絡先に電話すること。

③ 回答日時：令和5年5月15日（月）まで

④ 回答方法：質問への回答は江東区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 企画提案書等書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限：令和5年5月23日（火）午後5時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 提出方法

持参又は郵送による。

・持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

・郵送の場合は、配達証明書付き書留により提出期限までに必着のこと。

・提出先は、「11 担当所管」まで。

6 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】・・・1部
- (2) 業務スケジュール・・・8部
- (3) 企画提案書・・・8部

提案内容には以下の項目は必ず盛り込むこと。

- ・本業務にかかる人員体制について
- ・基礎資料の収集・研究の方針について
- ・BCP 震災編の改定方針及び課題の抽出方法について
- ・非常時優先業務の整理方法について
- ・職員参集体制を踏まえた受援・応援の考え方について
- ・BCP 震災編改定後の継続的な進行管理及び修正の手法について
- ・庁内検討委員会の運営支援について
- ・庁内部署との調整方法について
- ・改定後に想定される職員防災マニュアルの見直しに関する提案について

※現行の BCP 震災編については、区ホームページにて公開しているものを参照すること。但し、非常時優先業務に係る組織体制に関しては令和5年4月1日施行の「江東区災害対策本部条例施行規則」を参照すること。

※職員防災マニュアルについては、実施要領の公表期間中に限り防災課窓口にて冊子を配架するのでそちらを参照すること。

- (4) 会社概要・・・8部
- (5) 価格提案書（見積書）・・・1部
- (6) 業務実績書【様式2】・・・8部
- (7) 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類・・・1部

【書類作成時の留意事項】

- ・提出書類はすべてA4サイズとすること。
- ・(1) は指定の様式で作成すること。
- ・(2) は任意様式、1ページで作成すること。
- ・(3) は提案者を特定できる情報の記載を可能な範囲で省略し、(縦) 任意様式(30ページ以内)で作成すること。
- ・(4) は、(縦) 任意様式(ページ数は問わない)で作成すること。
- ・(6) は、指定の様式で作成し、本業務と同種・類似業務の実績について受注先の自治体名、契約件名(業務内容)、契約期間、契約金額をわかりやすく明記すること。
- ・(7) は、(6) の一覧に記載の過去10年間(平成25年4月1日以降)に、東京23区又は、首都圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)における概ね20万人以上の人口を有する他自治体において、地震発生を起因とする事業継続計画の策定若しくは改定に関する支援業務の受注実績を証明する書類とする。(契約書の表紙の写し等)

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、情報開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区事業継続計画（震災編）改定支援業務委託候補事業者選定委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）において行う。

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）評価方法

企画提案書・価格提案書・業務実績書・プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて評価する。

（3）第1次審査（書類審査）

提出書類について書類審査を実施し、点数の高い順で上位3者程度を第一次審査通過者として選定する。

（4）第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの方法等については、第一次審査通過者に個別に通知する。また、出席者は最大5名までの出席とする。なお、諸般の事情によりやむを得ず、実施時期や方法を変更することがある。変更する場合は第1次審査結果通知に合わせて通知する。

（5）審査における留意事項

- ① プレゼンテーションには必ず本業務の担当者が出席し、プレゼンテーション及び質疑への回答を行うこと。
- ② プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ④ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル(タイプ A)は区で用意する。）

（6）候補者の選定について

- ① 事業者選定委員会の審査結果に基づき、第1次審査と第2次審査の合計点の上位1者を委託候補者として決定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額

が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

③ ①、②に関わらず、合計点の6割（1250点中750点）に満たない場合は、候補者として選定しない。

④ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

第1次審査後、企画提案書を提出した全ての事業者へ第1次審査通過又は非通過の結果をメール及び文書で通知する。また、第2次審査後、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ選定又は非選定の結果をメール及び文書で通知する。その後、契約候補者として選定された事業者と仕様について調整し、契約締結後速やかに下記項目について江東区ホームページにて、公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

- (4) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

1 1 担当所管

江東区総務部危機管理室防災課防災計画係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

TEL : 03-3647-9584

FAX : 03-3647-8440

E-mail : bosai@city.koto.lg.jp